

別記様式（第 5 条関係）

会議録

会議の名称		第 6 回福津市共働推進会議
開催日時		令和 8 年 6 月 4 日（木） 午後 2 時から午後 4 時まで
開催場所		福津市役所本館 2 階 大会議室
委員名		（出席委員） 嶋田 暁文、依田 浩敏、 奥 弘子、小林 真理、富松 享一、中川 孝晃、 宮木 裕子、山田 雄三 （欠席委員） 山口 寛
所管課職員職氏名		市民生活部長 平田 健三 市民生活部地域コミュニティ課長 谷口 篤 地域コミュニティ課市民共働推進係長 竹田 陽平 地域コミュニティ課郷づくり支援係長 向井 恭子 地域コミュニティ課郷づくり支援係 松本 麻衣
	議 題 （内 容）	・ 実行プランの進捗状況について ・ 郷づくり推進条例（仮称）素案について
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	—
	傍聴者の数	1 名
	資料の名称	・ 資料 1 実行プラン進捗状況に関するアンケート結果 ・ 資料 2 令和 8 年度 実行プラン（案） ・ 資料 3 郷づくり推進条例制定スケジュール ・ 資料 4 郷づくり推進条例解説書（素案） ・ 当日資料 条例に関する協議会からの意見一覧
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法 委員による確認
その他の必要事項		

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 会長あいさつ

2. 実行プラン進捗状況に関するアンケート結果

事務局から令和7年度実行プラン進捗状況に関するアンケート結果について、柱ごとに概要を説明し、委員から意見の聴取をした（資料1参照）。

（委員）

アンケート結果を回答した協議会の中に「神興」と「勝浦」が含まれていないが、回答が無かったということか。

（事務局）

今回のアンケートについては、回答が任意であった。その結果、5つの協議会から回答があった状況である。

（委員）

『実行プラン柱3』の中の「キッカケラボ」について、コネクターとの相談連携に関し、補足をする。

キッカケラボが4年目になり、8つの郷づくり地域の全てではないが、距離が近くなってきているように感じる。ただし、コネクターに相談があり、提案やアドバイスをを行った後、活動に反映できているかどうかは別の話である。相談に来て意見をもらうことで、満足しているような印象が一部ある。アドバイスをする機会は増えたが、この辺は少し残念に思う。

（会長）

協議会が次につなげていくために何が必要と思うか。

（委員）

相談があった件については、情報を共有する場所がないと考える。活動者が少ないことにより、コネクターの提案が全て相談者の負担になっていると推察する。

そのため、協議会側から「キッカケラボに関わってほしい」と言われなければそれ以上に関わることはできない。活動者が少ない課題を解決するために、郷づくりへの人財支援が必要と思う。

（会長）

その場合、協議会は、キッカケラボ側に言わなければ関わりを持つことができない状況であるが、言いにくい可能性もある。

その一方で、協議会側からの声かけに全て応じようとする、キッカケラボが忙しくなることが懸念される。

（委員）

おっしゃるとおりである。

(会長)

一方で、協議会側にマンパワーがない中で、誰かが後一押しを行わなければ、協議会は変わらない。

(委員)

キッカケラボへの相談は、協議会全体で共有した内容について、相談に来ているのか。あるいは、協議会のメンバーではあるが、個人として、相談に来ているのか。

個人的な思いはあるが、なかなか協議会の中で共有ができないことから、キッカケラボに相談に行く。そして、相談したことで共感を得たが、協議会内で共有ができていない可能性があり、活動に反映できていない状態があると考ええる。

(委員)

そのことについては、回答し難い。過去に役員の人が相談に来たことはある。キッカケラボが、協議会からの相談をどこまで受けるかは、加減が難しいと感じる。

(会長)

相談があった件について、進捗状況を確認するような仕組みを取り入れ、協議会側が「何か動かなくては」と思うような軽い後押しはあって良いかもしれない。

今言ったこと以上のことをすると、どこかに負担が来てしまう。協議会から相談があれば、対応いただきたい。

(委員)

現在の整理として、協議会からの相談を受け、例えば、「1回たくさんの人を集めて、話し合いする場を設けるのはどうか」と提案する。ただし、そのような場を実施する主体は、協議会であると伝えている。

しかし、相談を受けると「その場を実施してほしい」と頼まれることもある。そのため、相談対応は行い、実施主体は協議会の皆さん達であると伝え、一旦落ち着いている。

(会長)

全てをキッカケラボや行政に求めることになると、地域自治とは何かという話になる。

したがって、主体性はあくまで協議会に持たせ、キッカケラボは相談などを行うという整理になる。

『実行プラン柱4』の「地域に関わる職員の役割の明確化」について、意見を申す。

以前から議論してきたが、根本的に制度自体を改めたほうが良いと考える。

まず、地域担当職員の役割を明確にする。

第1に、職員研修を通じて、どのような人財になってほしいか、あるいは何をしてほしいかという目的を明確にする。

その上で、地域を知ることが初めに重要である。具体的には、地域行事の実施方法、自治会活動に関わる人、住民の困りごと、地域資源が何かなどを1年間で学ぶことである。

第2に、地域の声を行政に持ち帰り、担当部署につなぐ役割をする。特に、課題を解決することが困難であると経験をさせることも重要である。また、部局横断的に取り組まなければならないときに、調整の難しさやコツのようなものをはた目で知ることができる形にするべきである。

第3に、行政情報を分かりやすく伝えることである。地域に対して、説明ができるような勉強をする。

次に、研修を通して、経験させたいことは、4つある。

1つ目は、住民の生活実感である。法律やルールだけでは分からない、地域の実情や思いを経験することである。

2つ目は、行政課題と縦割りとの関係性についてである。

3つ目は、信頼関係の作り方である。どのような説明や傾聴をすることで、住民との信頼関係が生まれるか。話を聴くことに留まらず、フィードバックすることも必要である。

4つ目は、庁内調整である。担当課につなぎ、情報共有することで、状況を把握しながら、担当課の悩みや考え方を身近で聞くことである。

以上、そのようなことは新人だけではできないため、メンターのような人を1人置き、何かあったときに相談できる体制を整える。

また、年間プログラムの研修を実施するべきである。

4月から5月は、地域担当職員制度の研修、地域の基礎情報の学習。地域とのやり取りにおける留意事項を伝える場も設定する。6月から7月は、自治会長や民生委員や公民館職員らの話を聴き取り、地域の状況を把握する。8月から9月は、地域行事に参加する。10月から11月は、地域課題の整理、庁内関係課との意見交換。12月から1月は、地域課題に対し、地域へのフィードバックをする。2月から3月は、振り返り、人材育成記録の作成。

重要なことは、「研修職員を地域に行かせて終わり」にしないということで、役割や目的を具体化し、明確にすることである。

共通の記録様式を用意し、「地域カルテ」をつくる。これを新人が一人で作るのではなく、地域住民、先輩職員、関係課と一緒に更新する形にすると良い。

さらに、地域側と行政との間で、やってはいけないことを明示的にルール化することも重要である。例えば、地域側が事務局の業務を地域担当職員に丸投げすることはしてはいけないとか、地域担当職員に休日の行事や夜間の会合に無制限の参加を強いることはしてはいけないことなどがルールの具体例として挙げられる。

いくつかのルールを明確にすることにより、地域側も頼みやすくなる。また、職員としても安心して地域に入ることができる。

これまで制度が曖昧な中で、希望は伝えるが、地域としてもどのように対応すべきか分からない状況であった。そのため、研修の一環としてやるのであれば、上記のような形で具体化を図るとともに、もっと体系化するべき

である。

(委員)

『実行プラン柱3』の「人財育成・つながりづくり」についてであるが、来年度以降も3か年計画で実施すると思う。

その一方で、現在、キッカケラボ頼りになっている状況がある。キッカケラボは、郷づくりに特化して支援をするものではない。また、個別対応で郷づくり地域の高齢化や人財不足などの大きな問題をキッカケラボの力だけでは解決できない。

以前からの課題として、「人財育成・つながりづくり」が挙げられているが、現在の個別の取り組みを全て行うことで「人財育成・つながりづくり」につながっていくかは弱い部分がある。

そのため、次の3年間の見直しの中では、福津市として、郷づくりの人財の固定化などの問題が、具体的にどのような取り組みを続けることで解消するか、設計していく必要がある。

例えば、キッカケラボが個別的に相談対応をすることはできるが、大きな制度上の流れとしては全てを網羅しているわけではない。郷づくりを知る又は参画し関心を持つ人を増やすために、毎年何を続けることで解決することができるか制度設計をするべきである。その中で、キッカケラボの関わりが一要素として挙げられる。ぜひ、次の3年間で制度設計ができると良いと思う。

(会長)

「人財育成・つながりづくり」について、キッカケラボ頼りとなり、期待されがちなところがある。体系的に考えた上で、どの主体に任せるべきか、検討する必要がある。

3.令和8年度 実行プラン（案）

事務局から令和8年度実行プラン（案）について、概要を説明し、委員から意見の聴取をした（資料2参照）。

(委員)

令和8年が3年計画の最後になるが、既に、この表の中で「実施」と表記されているものがある。しかし、8つの郷づくりの中で、差があるように思う。「実施」としているが、中身が見えない。アンケート結果を見ると、書いてあることと、まだこれからのことに対し、既に「実施」となっている。

繰越金については令和8年度から始まったが、令和7年度から実施している場合に表の見方がよく分からない。実行プランと実際の状況が、よく分からない。各郷づくりで評価を付けることはよくないが、他の地域と比べることで自分たちの地域の取り組みの弱い部分を知ることができる。全ての地域でなくて良いが、各郷づくりのほうでも分かったほうが良いと思う。

それに加え、神興東郷づくりのことであるが、交付金で広報紙を配布しているが、『実行プラン柱1』の「提案型交付金」に当たるのか。神興東郷づくりが唯一、広報紙を独自で配布しているが実行プランのどこかに当たるの

か。

(事務局)

長年、神興東郷づくりが広報紙の配布を実施しているが、実行プランの中で、直接的に該当するところはない。ただし、『実行プラン柱1』の「郷づくり推進事業交付金のあり方」の「市事業等の委託」などに該当すると思われる。

(委員)

他の地域で取り入れることが難しいと話を聞くが、このような話をする
と、市の事業の一部を協議会が担い、郷づくりに取り組むなどの方法がある
のかと言われる協議会の人もいた。

(事務局)

現在は、神興東郷づくりだけが導入しているが、他の地域からお声をいただくことがある。そのため、協議会からの意向も聞きながら、他の地域でも導入することができるか検討したい。

(委員)

各郷づくりの配布物や全戸配布の資料を広報紙と一緒に挟み込むことで1
度に配ることができる。神興東郷づくりでは、助かっている部分がある。

(会長)

提案型交付金とは、通常の交付金とは別に、コミュニティの活性化などプラスとなるものを別立てて提案し、審査会が決定するものではないだろうか。審査を行い、総額に対する配分を決めていくイメージである。

今の話は、行政の裁量で予算の中で融通を利かせながら、地域の中で追加して必要な費用を出している話である。そのため、提案型交付金とは、異質なものである。

(事務局)

交付金の算定方法の見直しの中で、総額を増やすことは難しいと話した。交付金の使い方や算定基準の話をするときに、その中の一部を提案型交付金に充ててはどうかと提案した協議会があった。

地域を良くしていくために効果的な活動を別枠で取ることにより、活動者のモチベーションが上がる。プラスの交付金があることで、アイデアを持っている協議会もあり、使い方の一つとして考えられる。

(会長)

しかし、提案型交付金を事務局の判断だけで交付することはおかしい。誰もが応募できる条件を作った上で、オープンかつ公平に審査し、交付決定をしなければ、不公平になる。

また、実行プランの具体的な方策・取り組み内容の中で「市と協議会との協議の中で市が外注する業務のうち、地域で行うことが効率的かつ効果的な事業を委託する」という表現がある。この表現は、市が協議会を下請で使お

うとしているように見えるので、好ましくない。

やる気がある協議会に対し、プラスで交付金を交付したほうが、交付金が有効活用される。「地域で行うほうが効率的かつ効果的な事業」ではなく、通常の交付金の範囲内では実施が困難であり、交付金を増額することに意味がある事業に対し、既存の交付金とは別に交付するというのが好ましい。事業に対し「委託する」と言う表現ではなく、「交付する」という表現にするべきである。

(事務局)

実行プランの修正を行う。

(会長)

「実施済、実施、検討」ということの意味合いが、よく分からない。

例えば、『実行プラン柱4』の「地域担当職員の役割の明確化」や「研修職員の役割の明確化」が実施となっているができていないと感じる。

何をもって「実施」と言っているのかが問題であり、ここでいう「実施」が、「求められたことをなし遂げた」という意味であるならば、2026年が終わった段階で、多くの課題が解決しているということになる。しかし、それは実態に反する。

一方で、「全体の中の1割に着手していれば実施」というイメージだと、まだ着手したばかりなのに「実施済み」ということになる。

そのため、備考欄に、何を行い、何が残っているかを書かなければならない。「実施、準備、検討」などの段階が現状分からない。また、2026年まで「検討」と表記している項目は、備考欄でいつまでに着手するかを置かなければいけない。

(副会長)

資料2「令和8年度実行プラン案」の3ページの取り組みのイメージがある。共働推進会議の役割として、進捗状況をチェックするとある。実施しているかどうかを査定するようなイメージに捉えられる。

確かに、チェックという表現もあるが、進捗状況を確認し、アドバイスをするような役割であると思う。チェックというのは、受け取り側からすると、厳しく感じる。

共働推進会議が進捗状況の確認と助言（アドバイス）を行うなど前向きな役割を書いてほしい。

(委員)

実行プランと連動して地域での施設が使いやすくなるなど、いろいろな動きがある。対話のイベントを通して、新しいつながりが生まれ、地域での変化と改善が出てきている。この変化がどれぐらい各協議会で共有されているのか。

(事務局)

各協議会へ実行プランと資料1を共有する予定である。

(委員)

この実行プランで地域自治を強化し、裁量権を地域に渡すことが一つ取り組みとして挙げられる。各協議会で年度末などに改善や新しい動きを共有しながら、協議会同士で刺激を与え合い、学び合うことで、郷づくりがうまく回っていくと考える。

現在、協議会でどれだけの刺激を与え合うことで相乗効果が生まれるかは見えない。新しい動きや施設の利用方法など、他の協議会の取り組みを真似することで変えていこうという原動力になる。

協議会同士で互いに高め合いながら、改善を進めてほしい。

(会長)

今の発言と関連して「令和8年度実行プラン」の11ページ、12ページで、「協議会同士のつながりづくり」が実施となっているができていない。取り組みの中で「自慢大会」、「活動分野ごとの実践交流会」、「拠点見学会」も現実にはまだ実施できていないはずだが、「実施」となっている。取り組み内容に書かれている内容が、実現できている場合にのみ「実施」と書くべきではないか。

(事務局)

「協議会同士のつながりづくり」の中で、令和6年度、令和7年度は、まだできておらず、目標として令和8年度に実施するという書き方である。計画として見たときに、できていることのほうが少ない。そのため、できていない項目に対し、令和8年度に実施としていた。指摘いただいた内容の修正を行う。

(委員)

実行プランを知らない人が見ると、多くを実施しているように捉えられる。

(事務局)

令和8年度実行プラン案の具体的な修正方法についてご教示いただきたい。

(会長)

確認であるが、2024年の実行プラン策定当時に実施する予定であったということか。

(事務局)

そのとおりである。できるところから始めようという思いで、継続実施という意味合いで3年間矢印を伸ばしていた。

(会長)

その場合、表の実施時期を「実施予定」と表現するべきである。「実施時期」とすると、実際に行ったと捉えてしまう。

(事務局)

実行プラン案の具体的な方策・取り組み内容の中で一部実施したものに対して、実施と表現している。3年目にどのような表現をするべきか。

(会長)

この資料が令和8年度に新しく作成するのであれば、令和8年度版でやっていなかったことに対し、実施したと表現するのはおかしい。

(事務局)

修正する際に、令和6年度と令和7年度は表の中に入れないほうが良いか。確かに、現在の実行プラン案については、何がどの程度進んだか見えない状況である。

(会長)

予定と実際という2段に表現してはどうか。

(委員)

その場合、何パーセントと書くことになるのか。

(会長)

例えば、協議会の半分以上できていれば実施にするのはどうか。

(委員)

半分とは、どこまでを指すかという話になる。

(委員)

現状、代表者会議に出席している役員以外は、この実行プランについて知らない状況である。

(委員)

取り組みに対して、細かな解釈を入れることで、かえって複雑になり、進んだかのように捉えてしまう。

当初の計画に対して、どこまで達成したのかをシビアに書くべきである。例えば、達成度20%の場合に協議会や共働推進会議を含めての共通の責任と受け止める。25%しかできていない場合に、力を入れて行うべきものとする。パーセントが低い場合に、協議会としては求めている取り組みということも考えられる。皆に可視化されることで、危機感を持ち、3年間取り組み、次の見直しに向けて、資料として残すべきである。

パーセンテージがあることで分かりやすくなるため、ある程度の事務局の判断で基準を設けることで、どこができているか直感的に分かる。評価されるために取り組むのではなく、改善するために行うようにする。

(会長)

備考欄の左側に、できたこと、できていないことを分かるように書く。

例えば、9ページにある「外部講師講座はできている」、「協議会として

の意見交換会ができていない」というように取り組み内容に挙がっていることについて、それぞれ具体的に実施の有無を書く。11 ページの真ん中であれば、「取組み自慢大会ができていない」、「活動分野ごとの実践交流会ができていない」と表記する。職員の見直しに関しては、「経験年数の節目ごとの職員研修が実施できている」、「地域と市で協定を結ぶことなどは検討している」など文章を明確にする。

（事務局）

取り組み内容に上げている項目が、できているところとできてないところを洗い出して修正する。項目ごとに数値で表す必要はあるか。

（会長）

数値とする必要はないが、例えば、「一部着手」と書いた場合、その一部できていない残りの項目が何かを書く。

（副会長）

進捗状況のチェックで○、×、△や数値で表現することは難しい。具体的に何ができていて、何ができていないかを書いたほうが分かりやすい。

（事務局）

令和 8 年度のプランの中で修正を加えるのか。それとも、次のクールに向けて、審議会や協議会に対し共有した上で、今年度末に修正をするべきか。

（会長）

2025 年度末段階で、何ができているか。2026 年度の課題として何が残っているかを具体的にし、令和 8 年度実行プランの中に入れるべきである。

（事務局）

令和 8 年度実行プランに修正を加える。

（委員）

実施期間の緑色の矢印の中の「実施」は消した方が良い。確かに、意図は違ったかもしれないが、実施と表記することで誤解を生みやすい。

4. 郷づくり推進条例（仮称）素案について

事務局から郷づくり推進条例（仮称）素案に関すること及び 7 月 14 日実施のワークショップについて、概要を説明し、委員から意見の聴取をした（資料 3、資料 4、資料 5 参照）。

（事務局）

資料 3 の条例制定のスケジュールについてである。

5 月に協議会を周り、条例素案の説明を行った。そして、6 月 1 日に行われた代表者会議において、協議会から意見聴取を行った。本日、審議員の皆さんからの意見をいただき、協議会及び審議会の意見を反映させた素案を作成し、7 月のワークショップを行う。

7月のワークショップは、協議会関係者及び審議会の委員並びに市役所では部長級の職員である地域担当責任者で行う予定である。

ワークショップ後、さらに修正を加え、8月に条例案の意見を最終的に皆さんからいただき、10月に市民意見公募ということで、市民の皆さんからも意見をもらう。

その後、12月に条例の最終確認を関係者で行い、3月の議会で上程を目指す。ワークショップの内容については、後ほど説明する。

資料4の条例の解説書についてであるが、2月に行われた共働推進会議では、条例のイメージ案を出し、いろいろなアドバイスをいただいた。その際、いただいた意見を元に変更を加え素案を作っている。

主な変更点は、重複している部分を解消しながら、文字量を減らし、極力シンプルにという協議会側からの声があり、見やすくすることを大事にした。また、イメージしやすいようにイラストを追加した。2月の共働推進会議で、分かりづらいと指摘を受けた、10ページ、11ページの協議会と自治会の違いを修正した。冊子自体のボリュームは、大きく変わっていない。

当日資料として、協議会側より、素案に対する意見の一覧を配布している。以前に比べると、条例の必要性について協議会側の理解が増えつつあり、意見も具体になっている印象である。

(会長)

「自治会を基軸としている」というのは、外したほうが良い。

(事務局)

郷づくり基本構想で自治会を基軸としている。自治会を中心として位置付けなければ、協議会が成り立たない部分もあり、ここをどのように表現するかは事務局としても悩むところがある。

(会長)

「自治会が基軸である」と決め付けることで、自治会と同じようなことをする組織になりがちで、その結果、同じメンバーが同じようなことをやることになってしまい、「屋上屋を架す」形になり、関係者の負担が増えるだけに終わってしまいがちである。

そうした誤解が生じてきたのは、「自治会を基軸として」という表現ゆえであり、だからこそ、この表現をやめようというのがこれまでの審議会での合意であったとの認識である。

新たに制定する条例で、「自治会を基軸とする」という表現を入れなければならない理由は何か。

(事務局)

自治会を基軸として縛ることで、自治会以外の方の関わりを妨げるものになる懸念もある。また、自治会の加入率が減っている中で、自治会を基軸とすることに捉われる必要があるか疑問に感じることもあるが、基軸から外し難いと考えている。

(会長)

素案は、審議会が決めるものであり、私どもの意向に市としては従っていただくことになる。確かに、諮問機関であることから、答申後に市長の判断で異なる判断を行うということはある。ただし、事務局はこれまでの議論を踏まえて、共働推進会議で合意した内容をできる限り正確に案に落とし込まなければいけない。それを行政上の判断で取捨選択したり、勝手に変更したりしてはいけない。

協議会の運用として結果として自治会が基軸となること自体が問題ではない。問題は、「自治会が基軸である」と書いてしまうことで、郷づくりが自治会活動の延長線上として捉えられてしまうことである。「基軸である」という表現を削除することが自治会をないがしろとすることを意味するわけではない。そこを誤解していることがそもそもの問題である。

(委員)

他の協議会は、自治会から離れられない状況である。常に自治会の話ばかりで、自治会条例を作るべきであるという意見もあった。

いつも自治会加入率に関した話になってしまう。自治会と郷づくりがイコール関係になってしまい、自治会から脱却できていないのが各協議会の現状である。

(会長)

条例第2条第4号の自治会の定義を入れることはおかしい。なぜ自治会だけを定義するのか。もし自治会の定義を入れるなら、同様に、各種団体やボランティア、事業所等とは何かを書かなければ平仄が合わない。

「なお、自治会は原則として行政区に1団体とし、市が認めたものとする。」これは完全におかしい。自治会は、あくまで民間の団体である。市が認めて設立するものでない。行政区と町内会や自治会は違う。

行政区は、行政区長制度のもと、特別職の非常勤公務員として、行政区長を置き、その範囲が行政区である。行政区は、多くの場合に自治会や町内会と同じ範囲に置いてきたところが多いため、行政区と自治会の区別がつかないケースが多い。

自治会や町内会は、住民が主体的にかつ自発的に置いた団体であり、民間の組織である。もし行政がこのように定義し、市が認めなければ自治会とは言えないとするならば、自治会を行政の下部組織と見なしていることになる。それは全くおかしい話であり、法的に混乱した話である。

(事務局)

自治会の定義は、郷づくりの推進に関する規則を元に明記している。

(会長)

そうだとすれば、それも法的に混乱した整理ということになる。

(事務局)

市としては、自治会と位置付けている団体を他の団体とは区別し、交付金も交付している。

(会長)

交付金の交付金対象とする町内会や自治会の要件等を条例や規則で定めるということはある。例えば、交付金の交付対象とするため、市が認めた自治会を対象とするような条文は問題ない。

(事務局)

「市が認めた団体に対して」という表現は、問題がないか。

(会長)

交付金を交付する団体として、市が認めた団体とする方法はある。しかし、そうした交付金交付等の根拠としての条例・規則ではなく、今回のようにコミュニティに関する一般的な条例で「原則として行政区に1団体とし、市が認めたもの」という条文にすると、市が認定することによって、初めて自治会が存在しうるかのようになる。

(事務局)

「市に届け出た団体」という表現であれば問題ないか。

(会長)

駄目である。繰り返しになるが、交付金の支給先となる自治会の要件を条文で書くことは問題ない。しかし、自治会は、民間団体であるのに、行政が認めなければ存在しないものであると規定することは、法的に混乱した議論となってしまうので、気を付けていただきたい。

また、協議会も民間の団体であり、市の附属的な機関ではない。行政が作ってほしいとお願いをしてつくられたという経緯があるにせよ、あくまで行政機関ではなく、住民たちがつくる民間の団体である。そのような団体に対し、特別な支援等を行うときの団体の要件を条例で書くことはできる。

(事務局)

条例第2条第3号の規定で、郷づくり推進協議会の定義があるが、市民主体の自主的な組織に自治会もなるということか。

(会長)

条例第2条の定義の中で、自治会について入れる必要はない。自治会の定義を入れる場合、各種団体やボランティア、事業所等の定義を入れなければおかしい。

(副会長)

これは、郷づくり推進条例であるが、その中で自治会の定義をする又は条例の中でうたうということか。

(会長)

自治会の定義を入れてしまうことで、自治会だけを特別扱いし、自治会中心の組織であるべきだと行政が求めているように見えてしまう。それによって、自治会と郷づくり推進協議会の区別がつかなくなり、いつまで経っても

両者の混同が避けられなくなってしまう。それが問題だということがこれまで繰り返し議論されてきたはずである。

(委員)

条例第 11 条第 3 項第 3 号に「自治会の代表者が、郷づくり推進協議会の組織運営に参画」と規定してあるが、本来この表現はおかしいのか。

(会長)

そのように民間団体の運用に関することを詳細まで規定することはおかしい。「民主的運用を行うべき」といったことを求めることは問題ないが、民間組織の組織運営の具体的なあり方までを条例で規定することはおかしい。

また、条例第 11 条第 1 項の規定で、「郷づくり推進協議会の名称を別表のとおり定める」もおかしい。名称は、活動主体である住民が決めるべきものであり、行政が定めるというはおかしい。名称を届け出なければならないというのであれば、理解できるが。

それに加え、条例第 11 条第 2 項の規定で、「郷づくり地域は、市長が別に定める」もおかしい。住民が作る団体であるため、市が決めることはおかしい。

(事務局)

郷づくり地域は、市が決めてはいけないのか。

(会長)

郷づくり推進協議会が民間団体であり、住民が自発的に作る団体である以上、その活動範囲を市が一方的に定めるのはおかしい。

(事務局)

エリアを定めること自体が、違法となるか。現在、おおむね小学校区を単位とし、行政区を集めたものを郷づくり地域として定めている。

(会長)

将来的に、自発的に別の協議会を作る、あるいは一緒になりたいと思った際に、行政がその区域を定めるとできなくなる。

もっとも、性質上は民間の組織に対し、活動範囲を行政が定めることが直ちに違法となるかどうかは判断が難しいところである。

ただし、条例第 11 条第 3 項第 3 号の自治会代表者を入れることは、完全に駄目である。

具体的な組織運営に関することを条例で書き込むことはおかしい。郷づくり推進協議会の代表者が、構成員の意思に基づいて設置されることと規定することで、透明性や民主性を確保することは問題ない。その一方で、自治会の代表者に限らず、特定の属性を持つ者につき、組織運営に必ず参画させなければならないと定めることは、民間組織の組織運営の自由を制約するものであり、不当な干渉である。

(委員)

郷づくりを進める中で、自治会の代表者に参画してほしいとすることは問題ないか。

(会長)

問題ない。協議会は民間団体であるため、その中で組織運営を決めていくものである。この条例は、郷づくりを応援するためのものであり、協議会を縛る条例となつてはいけない。

行政が自治会への過度な配慮を行うから、協議会の話が自治会の話と混同されてしまう。

今回、それを改めるとの議論であつたと思う。この素案は、これまで議論してきた内容が、反映されていない印象である。

この条例を作つたからすぐに何かが変わるわけではない。ただし、この条例が作られることにより、次の改善につなげる際の「足掛かり」が生まれることが大きなポイントで、条例に「足掛かり」を盛り込むことが大事である。今回出された条例案では、内容が薄すぎて、そういう「足掛かり」が全く見当たらない。

例えば、神奈川県秦野市のまちづくり条例では、秦野市が認定した団体を作つた地域計画やビジョンが市の総合計画に組み込まれるような仕組みになっている。この条文が、事業者への行政指導の根拠となっている。地域住民が周辺環境への懸念があつた際に、行政指導という形で、地域の声が行政に届くようになっている。

また、神奈川県葉山町では、市が認定した協議会が、人口が拡大することなどの懸念に対し、法律上は適合する建物が作られることで、地域住民の生活が脅かされるという問題が生じる。そのため、購入する前に、開発許可に関しての相談があつた段階で、その情報を協議会にも共有する仕組みがある。連絡先を住民に共有することで問合せを行うことができ、土地を購入する前に住民側の意向が業者側に伝わる仕組みをとっている。業者側も住民の意思を無視して開発を行うと反対運動が起きる可能性があり、両者が Win-Win の状況になる。

もし必要があれば、そのような仕組みを導入するための足掛かりを入れておくといふ。

今までの議論の中で、さまざまな改善の方途を議論してきたはずである。しかし、そのための「足掛かり」となる規定が今回の条例案には何も入っていない。

防災、情報公開、個人情報保護に関しても、防災に関して、個人情報等の関係から、要援護者名簿を作ろうと思つても作れない状況で、改善してほしいという声があつた。その足掛かりとして、個人情報保護の条文が入ること、今後、個人情報保護の関係の条例や規則を改正することにより、運用を変えることができる。

これはあくまで一例だが、そのような「次の改善」に向けた足掛かりもなく、抽象的でどこにでもある条例を定めるだけであれば、全く意味がない。これまで議論してきたことも全く意味がなかったことになる。

(事務局)

今、助言いただいた内容は、条文ではなく、解説書に入れることは問題がないか。

(会長)

条文にある程度書かないといけない。条文に何も書いていないのに、解説書で書くことなどできない。解説書で書くのは、条文に書き込まれてはいるが、その詳細がそれだけで判然としない部分を明確にするためである。

(事務局)

会長が事例として挙げた自治体名について、もう一度確認をしたい。

(会長)

前者が秦野市で、後者が葉山町である。秦野市や葉山町の条例の規定を郷づくり推進条例に入れる必要があるかは分からない。これはあくまで一例にとどまる。

重要なことは、これまで審議会の中で議論してきた「地域が必要とする仕組み」の導入につながるような「足掛かり」となる規定を入れるべきだということである。

(委員)

まだ、この素案は修正することができるか。

(事務局)

修正可能である。

(委員)

共働推進会議の中でさまざまな意見が出たが、地域に対し、この条例を制定することにより、どこが変わるか説明することができるポイントがあれば問題ない。現段階で、明確に説明を求められた際に、どこが変わるか伝えることができるのか。

(事務局)

今までのお話を聞く中で、具体的に条例を制定することで何がかわるかは理念的なところが多く、説明が難しい。

(会長)

今の素案では、ワークショップをしても全く意味がない。一般的なことを規定した条例ではなく、具体的なことを入れることで一歩踏み出すための条例になる。実行プランだけでは突破できない壁があり、それを突破するためにこの条例を作る。

しかし、この条例を作ったからといって、直ちに状況が変わるわけではない。作った後が大事である。この条例に足掛かりを入れて、それをベースに次の改善につなげていく。しかし、今回の条例案では、何も中身がないので、そのような説明の仕方すらできない。

(委員)

足場となる部分が整理されないまま進んでしまっている。この素案は、現状のことをそのまま書いている。条例を作ること自体が目的となっており、手段としてどういう規定があるかを整理するべきである。会長及び副会長と一緒に1度整理した方が良い。

(会長)

「足掛かり」の例としても一つ挙げておくと、各郷づくりで状況が違う中で、行政は公平性という観念に捉われ、個別の対応ができない状況がこの間明らかになってきた。そこで、条例の中で「協議会の実情に合わせた支援に対応しなければならない」と書き込むことで、不公平だと言われない根拠を作ってほしいと言ってきた。「協議会の実情に合わせた支援に対応しなければならない」と書き込んでも、そのような個別状況に応じた柔軟な対応が直ちに実現するわけではない。しかし、このような条文が入り、解説書でその趣旨が説明され、行政がそれを受け止めて改善を図れば、変わっていく。あるいは、そのように条文が入ったことで住民側から改善を求める声が出てくれば、行政としては変わらざるを得なくなる。これが「足掛かり」を入れておくことの意味である。

条例を制定することで、直ちに状況が変わることはないが、少しずつ変わっていくようにするための足掛かりを入れておくのである。過去の議事録を参考に足掛かりとなる内容を今一度網羅的にピックアップしていただきたい。

(委員)

条例第7条の「市の支援」のところを読み、今の規定の仕方は支援できないという理由も作りやすいと感じた。具体的に言うと、協議会がチャレンジしたいことを相談した際に、人やお金がないと言われ、そこで終わる可能性がすごく多いと感じる。

行政は、単年度で動くから仕方がない部分もあるが、郷づくりは1年単位では考えていない。5年、10年先を考えたときに、これを今一緒にやる又は考えることが必要と感じる。誰かに仲裁してほしいと思う。

このような機能が、条例又は規則に入るのかは分からない。しかし、お金を持っている分だけ行政が強いところを、中和されるようなことを入れることができれば良い。

(会長)

規定を設けることで、何が生み出されるかをイメージしながら、その足掛かりを条例に抽象的に入れる。条例に入れることで、解説文の中で自然に展開されるように、条例にきちんと入れ込む。

今おっしゃった内容が、なかなか条例や規則になじむことか分かりかねるが、例えば、市の責務の一環あるいは市の役割のところ、それを類推するようなことを入れることは考えられる。

(委員)

第三者機関とは言わないが、行政ではない人に聞いてほしい話もある。

(会長)

例えば、条例第 15 条で、協議会及び共働推進会議の意見を行政が聞くという規定になっている。今の話からすると、共働推進会議が協議会からの意見を受け止めるとする方法もある。共働推進会議に限らず、第三者機関が意見を受け止めることで、ストレートに市民の不安が行政にぶつからないようにすることが大事である。

そのため、長期的な課題に対し、第三者機関が意見を受け止めることは、これまで議論があったとおり、ぜひ取り入れてほしい。

(委員)

郷づくりとは何かというあいまいな状態が、もう少し定義がはっきりした上で、郷づくりの大切さが伝わると良いと考える。

例えば、私が協議会側の立場でこの解説書を読んだ場合に、結局郷づくりとは何だろうと思う。郷づくりは、自治会だけでは成り立たず、自治会以外の複数の団体が関わっていると思う。何故の部分が残し、郷づくりに入り込めない状況である。自治会だけで考えたら良いという部分を、郷づくりが何故必要かを掴みづらい。解説書の中で郷づくりの定義が「魅力ある地域の実現」と表記されている箇所もあれば、文字の意味では「懐かしさや温かさ」と表記されている。説明がそれぞれ違う感じで、これはどうつながっていくのか、一番土台となるところが分からない。

難しいところではあるが、郷づくりの必要性や郷づくりの歴史を書いたらどうかと協議会側からの意見があったように、郷づくりの重要性が分かれば良いと思う。

(会長)

例えば、自治会という言葉を出す場合、『自治会は守り』であり、郷づくりは『楽しい地域を実現していく組織』という違いが分かるような形で前文を書くなどの方法もある。そういうこれまで繰り返し見られてきた問題を克服するための契機として、条例制定を考えるべきである。

(委員)

解説書の中にイラストがあり、10 ページのイラストのところには、協議会には「攻め」の役割がある。冒頭にも、1 番最初に「郷づくりとは、地域の魅力づくり、楽しい活動です」というのは分かる。しかし、今までのやり取りを知らない人から見たときに、伝わらないと思う。

その一方で、協議会からの声を見ると、厳しくしてほしいという意見もあり、調整が大変と思う。解説については、よりはっきり書いていただくことが大切と思う。

(会長)

条文と解説書の内容が一致していない箇所がある。一部の批判に対応するため、意図的に曖昧にごまかすのはおかしい。行政文書だと考えると、批判を気にしすぎてそのようになってしまう。そうではなく、審議会の議論

の結果を整理したものだという位置付けで、作成して欲しい。

(委員)

協議会の運営が自治会長経験者となっており、一定の反発が来ることは、やむを得ない。協議会の役員に自治会長がいるが、郷づくりはそこから離れた活動である。

前文で「地元で生まれ育った人、新たに引っ越してきた人も互いにつながる」という地域に住んでいる人だけが対象となっている。市民とは、働く人、ここで学ぶ人、事業所とか全部含まれている。この表現は変えた方がよい。

(会長)

今度のワークショップの一つのテーマとして、前文にどのようなことを盛り込むべきかというテーマにするのはどうか。ワークショップのテーマとして前文を取り上げることが多い。現在の前文は、閉鎖的な表現となっており、問題がある。地元の人間だけではなく、開いて、つながっていくものとすべきである。

(委員)

難しいことは分からないが、この郷づくり推進条例を見たら、郷づくりとは何か、皆で作り上げたことが分かるようにする。郷づくりを知らない人が簡単に分かるようにしてほしい。

(会長)

読んで分かりやすいというのは大事なことである。加えて言えば、本来であれば、関係者によるワークショップだけでなく、学校なども関わり、子どもたちも含む形で皆で条例を作ることが望ましい。「自分たちも関わってきた条例なんだ」という実感を持ってもらうことも大事である。

(事務局)

修正方法であるが、足掛かりとなる項目を出し、会長と副会長に見ていただいた上で、条文や解説書を修正していくという方向で良いか。

(会長)

今度のワークショップで、今回のような抽象的な案をもとに議論するというのでは意味がない。素案をもっと中身があるものに再構築して欲しい。

過去の議事録を AI に読み込ませ、「足掛かり」として条例に入れ込むべきではないかとして議論されてきた項目をピックアップし、検討するのが早い。足掛かりは、条例ができた後、次の改善を図る際に役立つ。

(委員)

先ほどから議論があったように、解説文を読んだ人の全員が、郷づくりが重要であると共感できる条例とすべきである。

郷づくりの理念的なところが前面に押し出されている。地域の魅力や新しいことを生み出すとあるが、人によって逆に捉える。郷づくりが生み出して

きた歴史や時間軸が前文にない。自治会とは違うものが今まで生まれてきたことを最初に入れると良い。

どう入れたら良いか具体的な事例はないが、入れると良いと思う。

(会長)

もっと具体性を持たせるべきである。また、これまでやってきたことを評価してあげるべきである。

(委員)

解説書 25 ページにある写真で活動内容を見ると、郷づくりについて分かりやすく感じる。

(委員)

分野別の活動は、協議会がやってきたことである。自治会がマンパワーでできないことがその中にある。

(委員)

郷づくりが分野別でさまざまな活動を行ってきたことを入れると分かりやすいと思う。

(委員)

今の郷づくりの前進の動きはどうか。神興では、神興まちづくりが最初の活動の起点となり、今の郷づくりにつながっているが、他の郷づくりではどうか。

(事務局)

郷づくりが始まったのが平成 19 年、合併して間もなく、福間町のほうではわがまちづくりをもとに進んでいる。

ワークショップのテーマとしては、前文について皆で思いを込めて行こうという方向で良いか。条例の足掛かりとなる項目について、市から出された項目に対し、入れ込みたい内容を皆で話し合うということで良いか。

(会長)

抽出した項目を条例に入れ込んだ上で、確認する。その議論が難しければ、この条例制定後、どういったふうに活動を展開したいかを議論する。

また、「自分たちが関わってできた条例」という実感を持ってもらうためには、前文を題材とするのが良い。

(委員)

前回のワークショップでは、自治会の話が話題となり、条例や郷づくりの話をするのが難しかった。最初に会長の方から、条例について説明があった方が良い。

5.その他

退任する委員からの挨拶を行い、その後事務局から事務連絡を行った。

(事務局)

次回は、7月14日火曜日のワークショップになる。ふくとぴあ健康プラザで行うが、詳細な日時については、別途ご案内する。

本日の推進会議、これで終了する。